

特定信書便事業 Q&A

事業開始前



申請手続に関しては、どのくらい費用が必要でしょうか？



申請手数料や審査手数料などの費用は必要ありませんが、事業許可を取得した際に、登録免許税として3万円の納付が必要です。 ※一般信書便事業の場合は9万円

申請手続

不要

申請手数料

審査手数料

必要

登録免許税

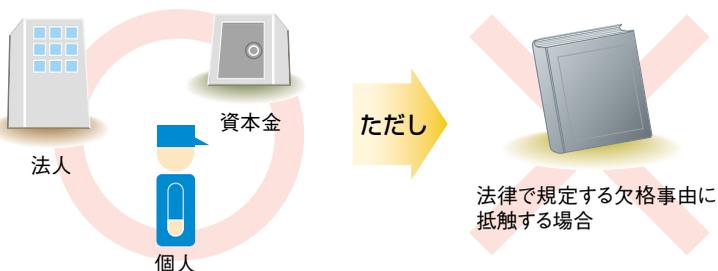
3万円



特定信書便事業の許可申請にあたり、資本金の額等の条件はありますか？



資本金の額等に特段の条件はなく、また、法人・個人の別も問われません。ただし、法律で規定する欠格事由に抵触する場合は、申請を行っても許可を受けることができません。



手続関係編



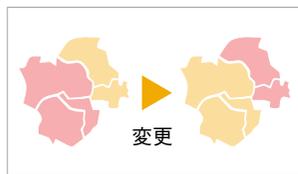
事業開始後

Q

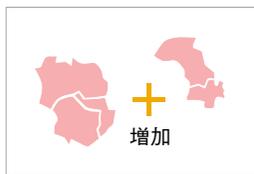
特定信書便事業を開始した後に、提供区域や料金を変更する場合、新たに申請をしなければならないのですか？また、その際には新たに登録免許税が必要になるのでしょうか？

A

3時間以内の送達の役務については、提供区域・区間の変更または増加の際、事業計画の変更手続が必要となります（他の信書の送達の役務については必要ありません）。なお、特定信書便役務の場合、料金の設定・変更についての手続は何ら必要ありません。また、登録免許税3万円は、許可を受ける際に納付すれば、以後、新たな納付は必要ありません。



変更



増加



設定

変更

事業計画の変更手続が必要（3時間以内の送達の役務のみ）

変更手続不要

Q

信書便事業の許可は、何年かごとに更新手続を行う必要がありますか？

A

事業許可には免許のような有効期間がないため、更新の手続は必要ありません。



総務省



許可状



手続不要

特定信書便事業 Q&A



特定信書便事業を行う場合、3種類の役務すべてを提供しなくてはならないのですか？



3種類の役務すべてを提供する必要はありません。提供役務の種類は自由に選択でき、追加・変更することもできます。（提供役務の種類を追加・変更する場合には、事業計画の変更手続等が必要となります。）

いずれかに該当すれば可



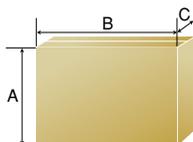
追加・変更も自由に選択



長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるものを取り扱う場合、重量が4kgを超えるという条件も同時に満たす必要がありますか？



必要ありません。取り扱う信書便物が、長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるか、または重量が4kgを超えることのいずれかに該当すれば結構です。



$A+B+C=90\text{cm}$ を超える信書便物

または

重量4kgを
を超える信書便物



3時間以内の送達の役務の「3時間以内」とは、どの時点からどの時点までを示すのでしょうか？



「3時間以内」とは、信書便物が差し出された時から配達されるまでに要する時間が3時間以内であることを意味します。



役務関係編

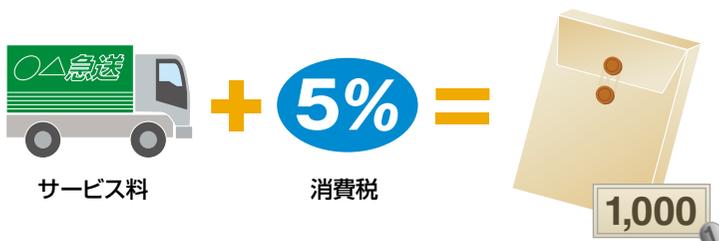


Q

料金が1,000円を超える役務の場合、その料金は消費税を抜いて1,000円を超えなければならないのですか？

A

料金は、消費税も含めて1,001円以上で設定されていれば結構です。



Q

信書便事業者は、国際間の信書送達を取り扱うこともできるのですか？

A

できます。この場合、許可申請の際に当該役務を行う国の国名（地域名）をお知らせいただくとともに、役務提供国において信書の送達事業を行える権原を有していることを証する書類を提出いただくことになります。なお、1,000円を超える役務については、総務省令で定める料金以上での取扱いとなります。



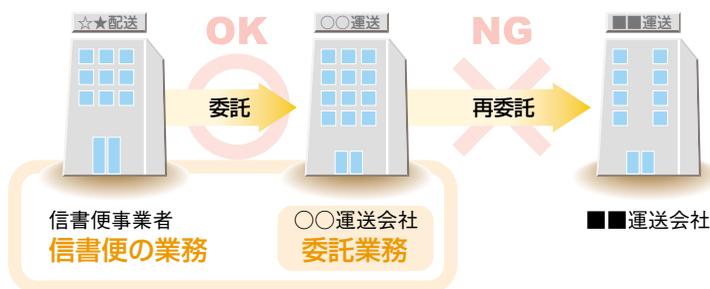
特定信書便事業 Q&A



業務体制を見直し、配達部門を外部に委託したいと思いますが可能でしょうか？



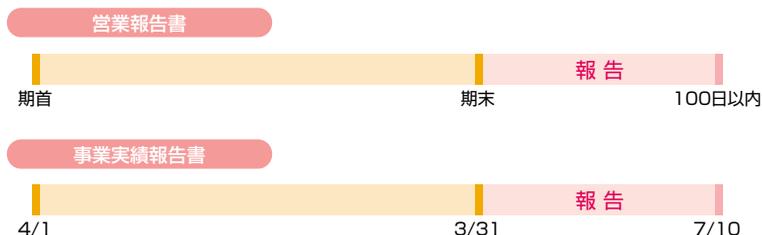
信書便の業務の一部を委託しようとするときは、認可が必要です。ただし、第三者への再委託や、信書便の業務の全ての委託は認められません。



定期的に業務の報告をする必要はありますか？



営業報告書と事業実績報告書の2種類について報告する必要があります。
営業報告書は、経営形態等を毎事業年度の経過後100日以内に報告していただきます。
事業実績報告書は、前年4月1日から当年3月31日までの期間の取扱実績等を7月10日までに報告していただきます。





Q

業務検査はありますか？

A

初めて信書便の引受けのあった年度の翌年度に、事業場への立ち入り検査を行います。この検査で、業務運営が適正と認められれば、以後、重大な事故や法令違反がない限り、立ち入り検査は有りません。



Q

支援措置は何かありますか？

A

特定信書便事業には、事業所税の課税標準の特例措置があります。また、法人税・所得税関係では、中小企業投資促進税制の対象になっています。

(詳しくは、事業所税については市町村、法人税・所得税については税務署にお問い合わせください。)

支援措置	主な措置内容
事業所税の特例措置 (地方税)	一般信書便事業の用に供する施設 (非課税) 特定信書便事業の用に供する施設 (課税標準の2分の1控除)
中小企業 投資促進税制 (国税)	機械・装置で1台160万円以上、特定の器具備品 (電子計算機等) で120万円以上、一定のソフトウェアで70万円以上のものの取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却